

環境対策支援メニュー

1. 流通業務の総合化・効率化

物流拠点の集約やモーダルシフトなど、物流コスト削減、環境負荷低減に取り組む事業に対し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」による支援を行なっています。

2. グリーン物流パートナーシップ推進事業

「関西グリーン物流パートナーシップ会議」を開催し、モーダルシフトや共同輸配送による物流効率化など、荷主と物流事業者が一体となった取り組みを支援します。

3. 省エネ設備導入支援

営業倉庫において省エネを実現する機器を設置する事業のうち、国交省の認定を受けたものに対し、NEDO技術開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）を活用した補助金を交付し、同事業を支援します。

4. 物流連携効率化推進事業

地域の関係者（物流事業者、荷主企業、関係自治体など多様な主体）から構成される協議会が計画する物流効率化の取り組みに対し、物流連携効率化推進事業として補助を行なっています（最大3ヶ年）。

5. その他の施策

省エネ法

低炭素地域づくりの推進

E S Tの普及推進

新たな温室効果ガス削減環境事業モデル

グリーン経営認証

エコ通勤

排出量取引の国内統合市場の試行的実施

カーボン・オフセット

環境対策の普及啓発

環境対策支援パンフレット

神戸運輸監理部は、
環境保全活動に積極的な
事業者を支援し、環境対策
の普及啓発を進めています



国土交通省 神戸運輸監理部

目次

まえがき

1. 流通業務の総合化・効率化	1
2. グリーン物流パートナーシップ推進事業	3
3. 省エネ設備導入支援	5
4. 物流連携効率化推進事業	7
5. その他の施策	9
省エネ法	
低炭素地域づくりの推進	
E S Tの普及推進	
新たな温室効果ガス削減環境事業モデル	
グリーン経営認証	
エコ通勤	
排出量取引の国内統合市場の試行的実施	
カーボン・オフセット	
環境対策の普及啓発	
神戸運輸監理部での取り組み	

まえがき

地球温暖化は、あらゆる環境問題とつながっています。地球温暖化の原因物質とされる温室効果ガスの約9割が二酸化炭素であり、私たちの日常生活や経済活動に欠かすことのできないエネルギー消費に伴い、不可避免的に発生しています。

地球規模で進行する温暖化を防止するため、1997年に京都で行われた国際会議で採択された京都議定書は2005年2月に発効しました。日本は2008～2012年における温室効果ガスの排出量の平均を基準年(1990年)排出量と比べて6%削減する義務があります。さらに、2009年9月鳩山首相は国連気候変動首脳級会合の演説で、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する中期目標を表明しました。

我が国全体の二酸化炭素排出量の約2割を運輸部門が占めています。国土交通省では、物流の効率化、公共交通機関の利用促進など、事業者の自主的な排出量削減の取り組みに対して支援を行なっているところです。

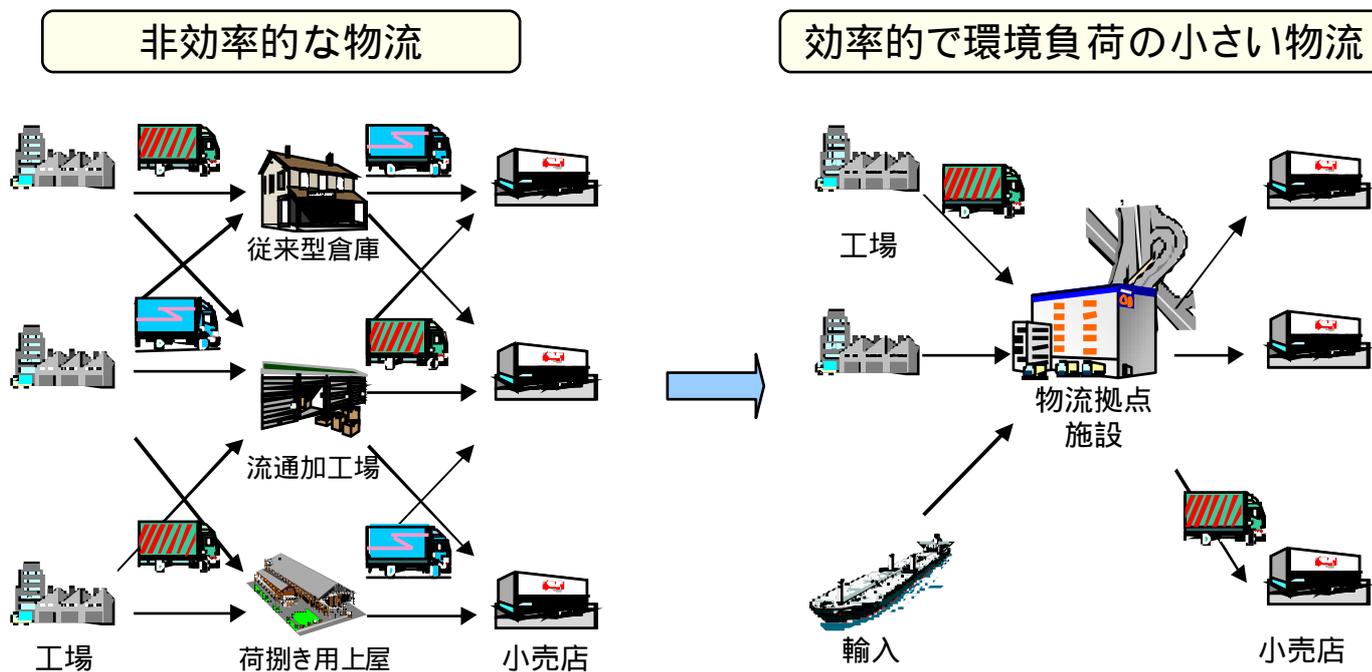
本書は、事業者の皆様が利用できる補助金、税制優遇制度などを紹介するものです。神戸運輸監理部では、関係団体、自治体と連携し、削減目標を達成するため、普及啓発を図ってまいります。

平成21年12月

国土交通省 神戸運輸監理部

1. 流通業務の総合化・効率化

物流拠点の集約やモーダルシフトなど、物流コスト削減、環境負荷低減に取り組む事業に対し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)」による支援を行っています。



認定要件(施設基準)

区分	営業倉庫			上屋等
	普通倉庫	冷蔵倉庫	貯蔵倉庫	
要件	高速道路IC、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地、卸売市場の周辺5km以内			
施設規模	(平屋) 1,500㎡以上 (多階) 3,000㎡以上	3,000㎡以上	5,000㎡以上	(平屋) 1,500㎡以上 (多階) 3,000㎡以上
設備	次のいずれかを有するもの ・自動仕分装置 ・自動搬送装置 ・垂直型連続運搬装置 ・自動化保管装置 ・電動式密集棚装置 ・貨物保管場所管理システム		搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置(自動検量機構を有するものに限り)を有すること	次のいずれかを有するもの ・自動仕分装置 ・自動搬送装置 ・搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置 ・垂直型連続運搬装置 ・自動化保管装置 ・電動式密集棚装置 ・貨物保管場所管理システム
	営業倉庫の基準に適合するもの			
	データ交換システムを有すること			
	流通加工の用に供する設備を有すること			

【支援措置】

総合効率化計画について認定を受けた営業倉庫等の施設や設備に対し、一定の要件を満たせば、法人税等の割増償却や固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置が受けられます。(総合効率化計画の認定基準と税制特例の基準は異なります。また、別途、地方運輸局長等による証明書が必要です。)

- 所得税・法人税(割増償却) …… 5年間10%(営業倉庫)
- 固定資産税・都市計画税(課税標準の特例) …… 5年間1/2(営業倉庫)
- 5年間3/4(附属設備)
- 5年間7/8(港湾上屋)

税制特例の効果

延床面積1万㎡、建物取得費10億円の営業倉庫で、新增設から5年間の合計で約3,000万円の減税効果(法人税、固定資産税、都市計画税)があります。

【このほかのメリット】

市街化調整区域における開発許可についての配慮

市街化調整区域において営業倉庫等の施設を開発する場合、開発許可についての配慮がなされます。

事前に地方自治体と開発許可に係る十分な調整が必要です。

中小企業信用保険の特例

詳細については、各市町村中小企業担当課へご相談下さい。

中小企業投資育成株式会社法の特例

詳細については、各投資育成株式会社へご相談下さい。

【申請の要件】

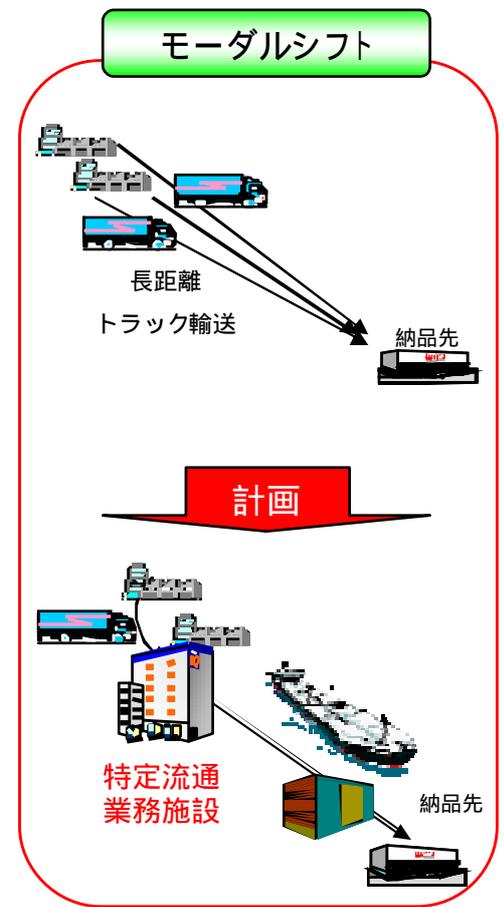
物流業務を実施する者と施設整備者が異なる場合、両者の連名による申請が必要です。

【申請受付期間】

随時

【他の支援措置】

荷主とのパートナーシップ関係が構築されている事業であることを前提に、「グリーン物流パートナーシップ会議」において認定事業として採択された場合、設備購入等に対する補助制度があります。



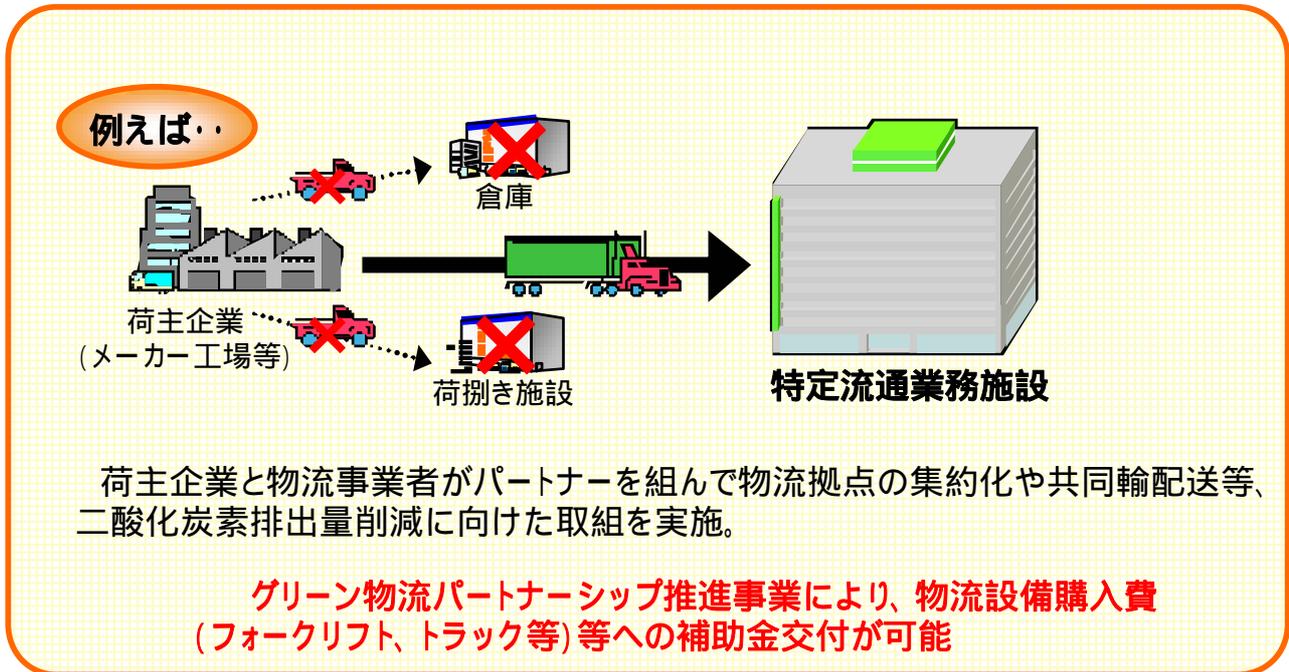
物流総合効率化法についてのお問い合わせ先
 国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室
 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号
 TEL(078)321-3145 FAX(078)321-3474

神戸第2地方合同庁舎



2. グリーン物流パートナーシップ推進事業

「関西グリーン物流パートナーシップ会議」を開催し、モーダルシフトや共同輸配送による物流効率化など、荷主と物流事業者が一体となった取り組みを支援します。



【留意事項】

導入する設備は「増エネルギー」とならないよう、原則として「スクラップ・アンド・ビルド」(既存機器の代替)が原則です(書面での証明が必要です)。

補助対象は「CO₂排出量削減(省エネルギー)にかかる物流設備設置費」です。物流とは関係のない機器・設備・工事は対象外となります。

自社内で発生する旅費、会議費、設計費、ソフト開発費、人件費等、その経費の必要性和適正価格を第三者に立証しがたいものは補助対象外です。

レンタル経費は認められません(NEDO補助が設備設置補助であるため)。

リースを行う場合は、リース会社との共同申請(傭船はリースの取扱と同様の取扱)。

中古品は補助対象外です。

既に製造者が決まっている(製造している)申請は認められません。

同様に、市場性がなくメーカー指定されている設備の購入等は認められません。交付決定された場合は、原則として、競争関係にある3社以上の入札、または見積合わせにより決定する必要があります。

補助事業により購入した設備は、その大小や数量にかかわらず財産登録が必要で、法定耐用年数期間は適正に管理する必要があります。

導入した機器・設備の目的外使用は認められません。申請した事業外で使用する可能性のあるものは補助対象外となります。

【認定基準】

事業費あたりの年間省エネルギー量(費用対効果)による評価

費用対効果について1000kI/億円(原油換算)に対する比率で評価

(参考:H19推進決定事業の計画時の平均値・・・約300kI/億円)

省エネルギー率による評価

省エネ率0.8(80%)に対する比率で評価

事業の継続性・新規性・政策的意義等に関する評価

事業の実現性・継続性、従来の取組を改善・拡大して実施されるもの、事業の普及性、事業の新規性・創造性、政策的意義に関する評価(物流効率化法の計画策定案件、改正省エネ法に基づく省エネ計画等に位置づけられた案件、等、政策的意義の高いもの)

などを勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。

【普及事業とNEDO技術開発機構の補助事業との関係】

グリーン物流パートナーシップ会議で「普及事業」に推進決定されると、参加している企業等は国土交通省および経済産業省の認定を受け(「認定書」を発行します)、NEDO技術開発機構の審査を経て、補助制度「エネルギー使用合理化事業者支援事業」を利用することができます。

仮に推進決定した案件であっても、NEDO技術開発機構の補助金交付の審査の過程で採択されない、もしくは補助金額が変動する場合があります。

【支援措置】

物流効率化に必要な設備の購入費用の1/3を補助金として交付(上限5億円)。

【申請の要件】

荷主と物流事業者の共同申請が必要です。

【募集(申請受付)期間】

3月頃の1ヶ月間です(追加募集有り)。

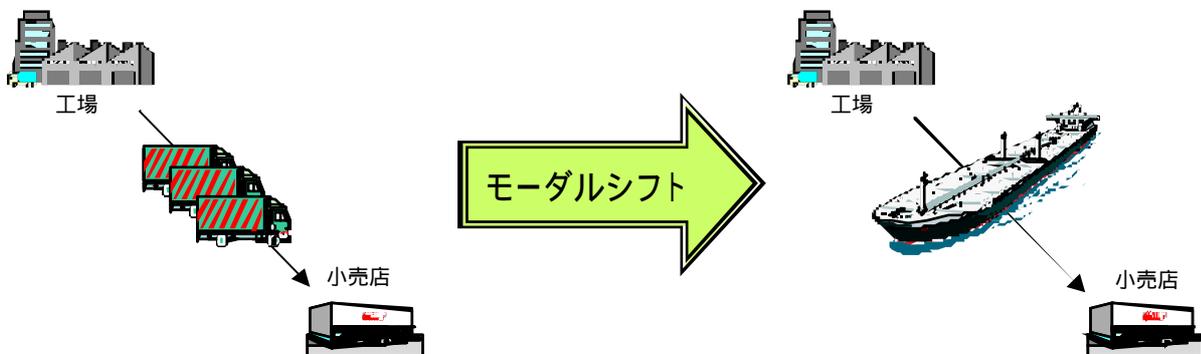
みんなが簡単にやさしい物流を



グリーン物流パートナーシップ会議
<http://www.greenpartnership.jp/>

【他の支援措置との連携】

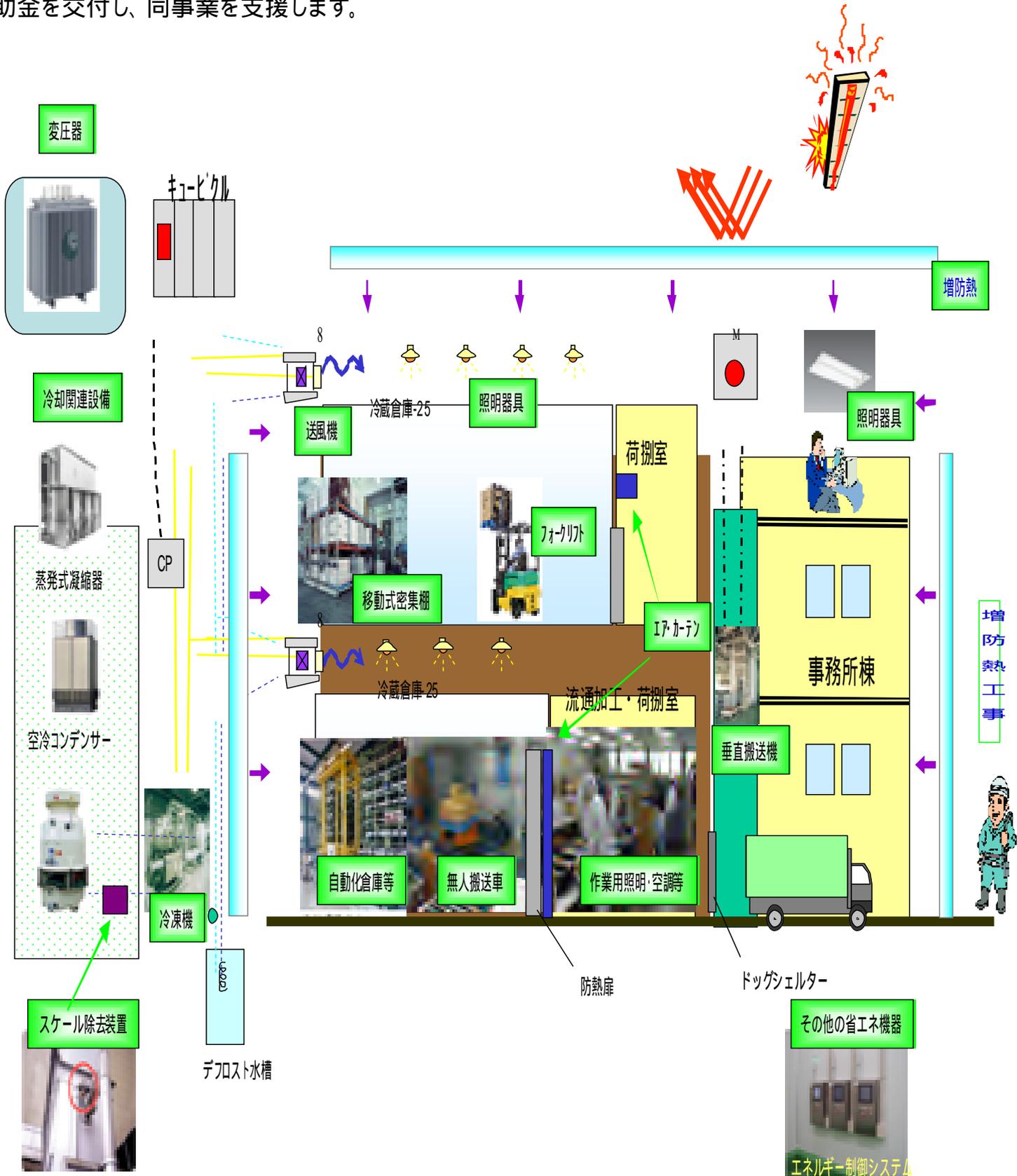
グリーン物流パートナーシップ推進事業による補助金交付を受けた事業者は、物流総合効率化法による支援の対象になる可能性があります。



グリーン物流パートナーシップ推進事業についてのお問い合わせ先
 国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室
 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
 TEL(078)321-3145 FAX(078)321-3474

3. 省エネ設備導入支援

営業倉庫において省エネを実現する機器を設置する事業のうち、国交省の認定を受けたものに対し、NEDO技術開発機構(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)を活用した補助金を交付し、同事業を支援します。



【支援措置】

対象機器…変圧器、冷却関連設備、照明器具、運搬機器(フォークリフト、垂直搬送機等)、
倉庫防熱、省エネ倉庫構成設備
補助率…1/3

【募集(申請受付)期間】

3月頃の1ヶ月間です(追加募集有り)。

【申請先】

NEDO技術開発機構

ただし、運輸局から登録簿の交付を受ける必要があります。

【申請要件】

スクラップ・アンド・ビルドが原則です。

営業倉庫のほか、以下の施設に対しても同様の補助制度があります。

船舶

海上運送事業の用に供する20総トン以上の船舶で、省エネルギー基準に適合する設備・技術を導入するもの(地方運輸局の適合証明が必要)。

補助対象機器:バトックフロー船型の船体(設計含む)、電気推進システム、排ガスエコノマイザー、二重反転プロペラ、プロペラボス取付翼、可変ピッチプロペラ(自動負荷制御式のみ)など

トラックターミナル

自動車ターミナル事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業に供する施設に現に設置されている設備等を省エネ化するもの。(国土交通省の認定が必要)。

補助対象機器:照明器具、変圧器、フォークリフト、冷却関連設備、垂直搬送機

港湾関連設備(トランスファークレーン、フォークリフト)など

補助対象経費の範囲など補助金制度についてのお問い合わせ先
NEDO技術開発機構 省エネルギー技術開発部 補助支援グループ
TEL(044)520-5282
<http://www.nedo.go.jp/index.html>

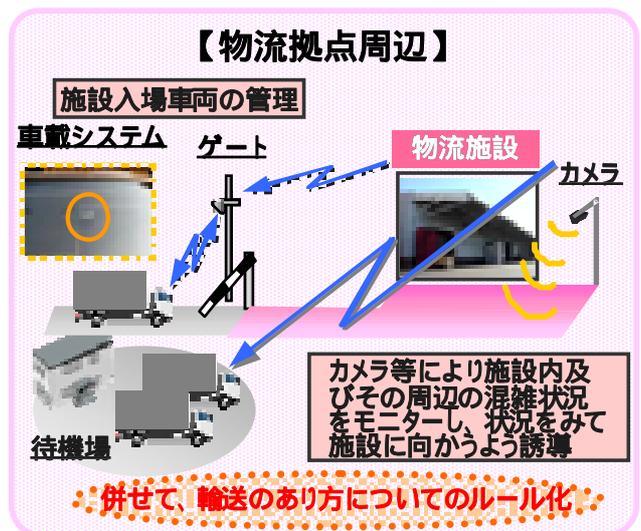
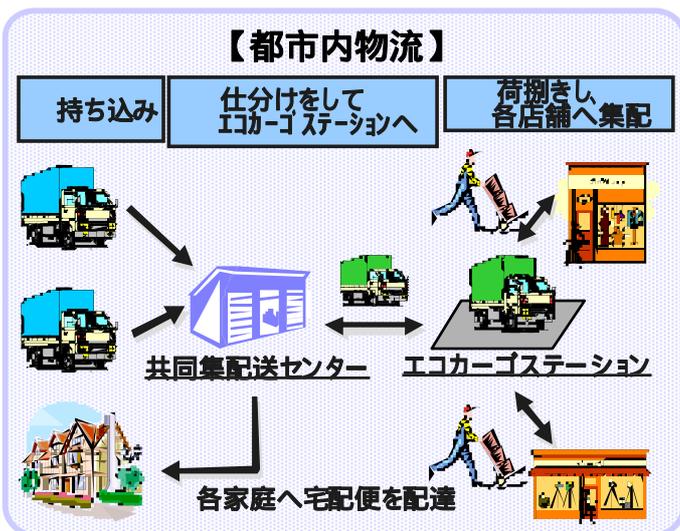
4. 物流連携効率化推進事業

地域の関係者(物流事業者、荷主企業、関係自治体など多様な主体)から構成される協議会が計画する物流効率化の取り組みに対し、物流連携効率化推進事業として補助を行っています(最大3ヶ年)。

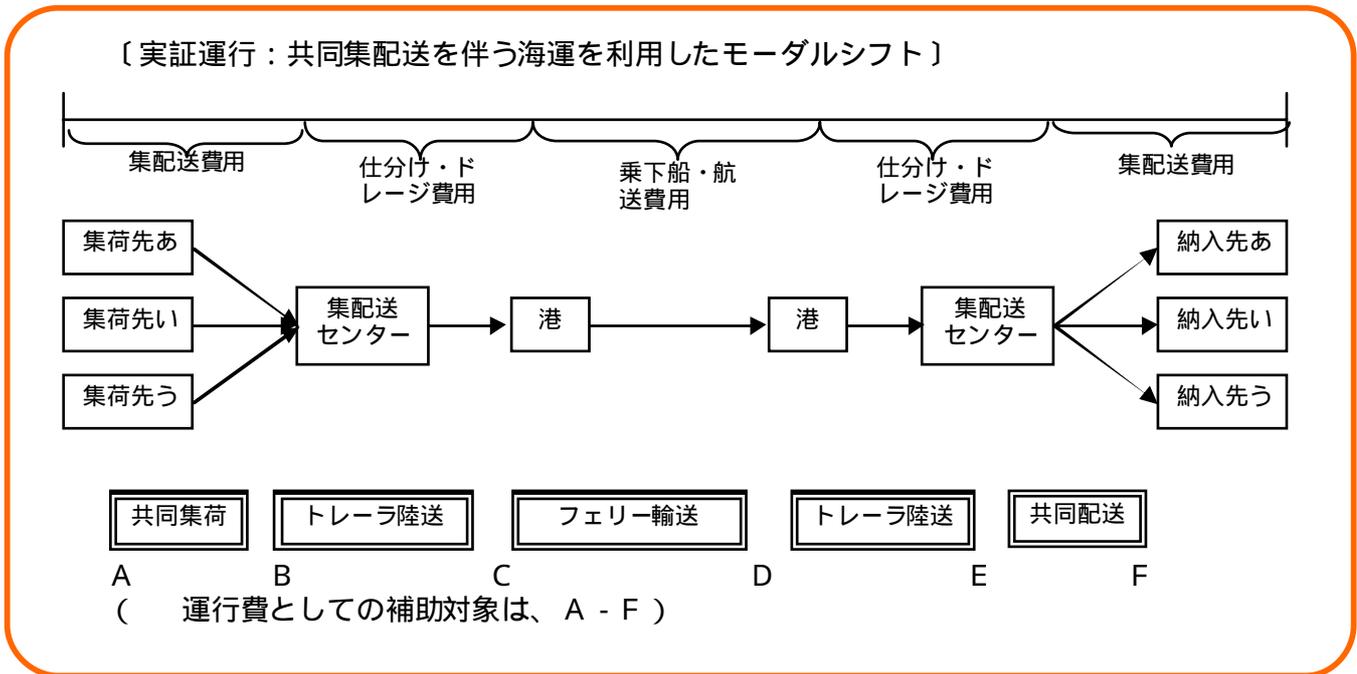
多様な関係者の連携による物流効率化の取り組み



取組の例



実証運行における運行費の範囲について
 推進事業において実施する実証運行の運行費については、実証運行の実施に伴う新規の輸送に係る経費を補助対象経費とします。



【支援措置】

- 計画策定経費（定額）
- 協議会開催費、調査費等
- 計画に定められた事業に係る経費
- 実証運行 1 / 2
 - 実証運行以外 1 / 2（政令市 1 / 3）

【申請の要件】

協議会を設置し、運輸局の認定を受けることが必要です。

【募集（申請受付）期間】

4月頃の1ヶ月間です（追加募集有り）。

【申請先】

国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室

物流連携効率化推進事業についてのお問い合わせ先
 国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室
 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
 TEL(078)321-3145 FAX(078)321-3474

5. その他の施策

省エネ法

< 省エネ目標 > 中長期的にエネルギー消費原単位を年平均1%以上向上

平成18年4月から適用

< 国土交通大臣へ提出 >

省エネ計画の作成・提出
 低燃費車等の導入、エコドライブの推進、貨物積載効率の向上、空輸送の縮減等
 エネルギー使用量等の毎年の報告

特定旅客輸送事業者 特定貨物輸送事業者

- ・鉄道 : 車両数300両以上 (27社)
- ・バス : 台数200台以上 (97社)
- ・タクシー : 台数350台以上 (45社)
- ・船舶 : 総船腹量2万総ト以上 (14社)

- ・鉄道: 車両数300両以上 (1社)
- ・トラック(営業用、自家用)
 : 台数200台以上 (417社)
- ・船舶: 総船腹量2万総ト以上 (34社)

・航空機: 総最大離陸重量9千ト以上 (2社)

自家輸送を含む

(平成21年3月末時点)

平成19年4月から適用

< 経済産業大臣等へ提出 >

省エネ計画の作成・提出
 モーダルシフト、自営転換、共同発注等への
 取組等
 エネルギー使用量等の毎年の報告

特定荷主 (865社)

食品製造業、化学工業、鉄鋼業、
 卸売・小売業、一般機械製造業、等

(平成20年6月時点)

貨物輸送量: 3,000万トンキロ以上

自家輸送を含む

平成18年4月から適用

工場・事業場

< 経済産業大臣等へ提出 >

エネルギー管理者の選任
 省エネ計画の作成・提出
 エネルギー使用量等の毎年の報告

第一種エネルギー管理指定工場
 エネルギー使用量3,000kl/年
 (7,820社)

第二種エネルギー管理指定工場
 エネルギー使用量1,500kl/年
 (6,883社)

省エネ法(工場・事業場)が変わります

現行省エネ法規制のカバー率が低い業務部門の省エネ対策を強化するため、平成22年4月1日から改正省エネ法が施行されます。これまではエネルギーを大量に使用する大規模事業所が対象でしたが、来年4月から企業全体でのエネルギー使用量が対象になるので、対象が大幅拡大されます。

平成21年4月から、1年間の企業全体でのエネルギー使用量を把握し、記録する



1年間のエネルギー使用量が1500kl(原油換算値)だった場合、平成22年度に経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出



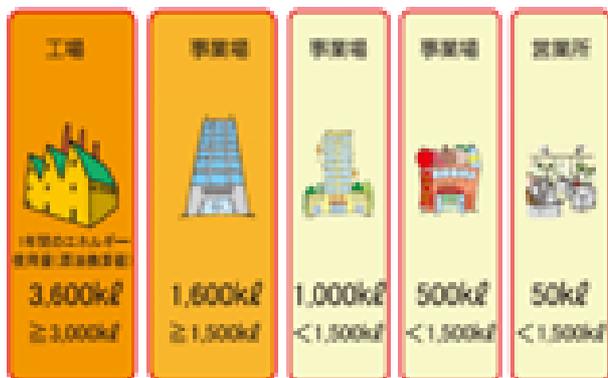
特定事業者の指定を受け、省エネ計画の提出、定期的な報告などが義務付け



年間エネルギー使用量1500klとは、電気使用量だと年間約600万kWh以上が目安です

改正前

工場・事業場単位の法体系



第一種 エネルギー管理 指定工場
第二種 エネルギー管理 指定工場
非指定
非指定
非指定

改正後

企業単位の法体系



特定事業者 又は 特定調製事業者



低炭素地域づくりの推進

委託事業

公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等の面的な対策について、CO₂削減シミュレーションを通じ、実効性の高いCO₂削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画の策定を支援しています。

補助事業

低炭素地域づくり計画や環境モデル都市アクションプラン、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられた地域環境整備に係る事業に対し、補助しています。

【支援措置】

委託事業

原則2カ年、委託費の上限は、初年度2,000万円
(次年度以降は、予算の範囲内)

補助事業

補助期間 最長3年間

補助率 1/2(上限なし。ただし、予算の範囲内。)

【申請者の要件】

地方公共団体が参画する協議会に限ります。

【募集期間】

4月頃の1ヶ月間です。(追加募集を行う場合があります。)

ESTの普及推進

ESTとは、環境的に持続可能な交通を目指す取り組みのことです。

平成16年度から18年度にかけて全国27地域をESTモデル地域に選定し、ESTモデル事業を実施しています。

このESTモデル事業の成果を踏まえ、平成20年度からは、全国規模でESTの普及展開を図っており、地域の特色を考慮し、より積極的に自主的にEST普及推進に取り組む地域をEST普及推進地域に選定し、支援しています(EST普及推進地域の選定にあたり、EST推進地域として、交通エコロジー・モビリティ財団の登録を受けていることが必要です。)

また、地域の交通環境対策に関する取組み事例を発掘し、優れた取組みの功績や努力を表彰するとともに、その取組みを広く紹介し、普及を図るため、EST交通環境大賞を創設しています。

【支援措置】

EST普及推進地域への普及啓発費支援が受けられます。

【申請者の要件】

自治体が参画していること。



ESTポータルサイト

<http://www.estfukyu.jp/>

低炭素地域づくり、ESTについてのお問い合わせ先

国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎

TEL(078)321-3145 FAX(078)321-3474

新たな温室効果ガス削減環境事業モデル

国土交通省では、環境に配慮した経済活動上の先進的提案を広く募集しています。

【支援措置】

1件当たり500万円(上限)

調査・検討、実証実験的な活動の実践、報告書作成等

【募集期間】

4月頃

事業モデルに選定されるメリット

- ・異業種事業者が協働・連携し、新たな発想を生み出す場の提供
- ・民間事業者等のみでは実現が困難な新たな挑戦的試みを後押し
- ・省CO₂化経済活動のブランド化を支援(新たなビジネスチャンスを涵養)

「国土交通省総合政策局環境ポータルサイト」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>

新たな温室効果ガス削減環境事業モデルについてのお問い合わせ先
国土交通省 総合政策局 環境政策課
TEL(03)5253-8111

グリーン経営認証

グリーン経営とは、環境に配慮した経営であり、企業の社会的責任として環境問題にも経営の一つとして積極的に取り組んでいくことです。

ISO14001認証の取得が難しい事業者も、容易に環境保全に向けた取り組みができます。

グリーン経営認証とは、交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、環境にやさしい取り組みをしている運輸事業者を認証する制度です。

平成22年度末までに運送事業者の10%に相当する事業者がグリーン経営認証取得することを目指して、普及促進に努めます。

グリーン経営認証取得のメリット

燃料費削減

燃費の向上により削減できます。

職場の活性化・従業員の士気向上

従業員の自主的な取り組みの醸成により職場が活性化するとともに、社会貢献の実践により士気が向上します。

顧客や取引先の企業へのアピール

環境経営に積極的な先進企業として社会的評価が高まります。

金融機関の融資

優遇金利での融資が受けられます。

ほかにも、様々な情報提供や指導・助言が受けられるなど、多くのメリットがあります。

グリーン経営認証取得についてのお問い合わせ先
交通エコロジー・モビリティ財団

〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階
TEL(03)3221-7636 FAX(03)3221-6674

<http://www.ecomo.or.jp/>



エコ通勤

『エコ通勤』とは、従業員の通勤手段をマイカーから公共交通や自転車などに転換することを促す取組です。

事業所の従業員に対する公共交通に関する情報提供、普及啓発、通勤バスの導入等により、従業員の通勤手段をマイカーから公共交通機関等に転換することを推進します。

国土交通省では、エコ通勤優良事業所認証制度を設けています。認証機関は、公共交通利用推進等マネジメント協議会(認証事務局は、国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団)。

(エコ通勤実施のメリット)

- ・マイカー通勤者のための駐車場経費の削減、社有地の有効利用につながります。
- ・従業員の健康増進、通勤時の事故減少、定時出勤等に寄与します。
- ・周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。

【エコ通勤ポータルサイト】

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/>



排出量取引の国内統合市場の試行的実施

2008年10月より『排出量取引の国内統合市場の試行的実施』が始まりました。これは、企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分(排出枠)やクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組みです。

国土交通省では、目標設定参加者の参加申請を受け付けています。

「排出量取引インサイト」 <http://www.ets-japan.jp>

カーボン・オフセット

『カーボン・オフセット』とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量について、他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

国土交通省では、交通分野におけるカーボン・オフセットの推進に取り組んでいます。

「国土交通省総合政策局環境ポータルサイト」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>

環境対策の普及啓発

運輸関係事業者が国等の支援策を活用して積極的に環境対策に取り組むよう、先進事例を紹介する「環境対策セミナー」を開催しています。

また、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するため、「交通エコロジー教室」を開催しています。

神戸運輸監理部での取り組み

神戸運輸監理部では、エネルギー使用量を抑制するため、以下の取り組みを実施しています。ご理解、ご協力をお願いします。

昼休みの消灯を実施しています。

エレベータの間引運転を実施しています。

冷暖房温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に設定しています。

夏季(6月1日から9月30日まで)はクールビズ、冬季はウォームビズを励行しています。

お問い合わせ先

国土交通省 神戸運輸監理部 交通環境室

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎

TEL(078)321-3145 FAX(078)321-3474

(別紙)

平成22年度 低公害車普及促進等対策

予算額: 1,040百万円

地球温暖化対策、大都市地域等における大気汚染対策等の観点から、トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車の導入に対する支援を行うことにより、環境対応車の普及を促進し、地球温暖化対策、大気環境等の改善等を図る。



補助対象(※1)	補助率
新車の導入	車両本体価格の1/4 又は 通常車両価格との差額の1/2
CNGトラック・バス	
ハイブリッドトラック・バス(※2)	
電気自動車	
ハイブリッドタクシー	
使用過程車のCNG車への改造	改造費の1/3

CNG(圧縮天然ガス)トラック・バス

- PMは排出せず、NOxは5割以上低減
- CNGスタンドが必要



ハイブリッドトラック・バス・タクシー

- 内燃機関とモーターの2つの動力源を持つ
- 新たなインフラ整備の必要がない



電気自動車

- NOx・PM, CO2排出ゼロ



(※1)最低台数要件 原則 バス:2台 トラック:3台
(※2)新長期基準よりNOx10%・PM50%低減した車両

<参考> 環境対応車購入補助 (予算の範囲内で9月まで実施)

平成21年度第2次補正予算: 305億円

<乗用車> (登録車・軽)

要件		登録車	軽自動車
①経年車の廃車を伴う新車購入補助 (車齢13年超車から2010年度燃費基準達成車へ)		25万円	12.5万円
②経年車の廃車を伴わない新車購入補助 (排気ガス性能4☆かつ 2010年度燃費基準+15%以上)		10万円	5万円

<重量車> (トラック・バス等)

要件		小型 (3.5tクラス)	中型 (8tクラス)	大型 (12tクラス)
①経年車の廃車を伴う新車購入補助 (車齢13年超車から新長期規制適合車へ)		40万円	80万円	180万円
②経年車の廃車を伴わない新車購入補助 (2015年度燃費基準達成かつ重量車☆)		20万円	40万円	90万円

バリアフリー新法について

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の交通の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

H12

公共交通機関の旅客施設と車両等を新たに設置・導入する場合等に基準適合の義務

利用者が相当数(日5,000人以上)である旅客施設周辺の道路・広場・通路などを一体的にバリアフリー化する仕組み(基本構想制度)

ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」

H6

デパートやホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物に、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる措置を講じるよう努めなければならない。

多数の者が利用する建築物に範囲を拡大(H14)
(学校、事務所、共同住宅など)

ユニバーサルデザイン政策大綱(H17.7策定)

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

H18.12.20施行

バリアフリー新法に新たに盛り込まれた主なもの

- ・対象者:身体障害者に加え、知的・精神・発達障害等、すべての障害者を対象。
- ・対象施設:公共交通機関、道路、建築物に、福祉タクシー、路外駐車場、都市公園を追加。
- ・ソフト施策:スパイラルアップ(関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す)の導入。心のバリアフリー(国民一人ひとりが高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する)の促進。

ユニバーサルデザイン政策大綱について

基本的考え方

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していく。

- 1 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- 2 バリアフリー施策の総合化**
- 3 だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- 4 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- 5 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

2 バリアフリー施策の総合化

(1) 利用者の一連の行動に対応する連続的なバリアフリーの推進

(2) 対象の拡充

(3) ソフト施策の充実

ハード面だけでなく、人的な対応の充実や、利用者に対する適切な情報提供など、ソフト施策を充実し、ハード・ソフト一体となった総合的なバリアフリー化を推進する必要がある。

国民一人ひとりが、高齢者、障害者、子ども連れ等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進する必要があり、国民の意識啓発や、人材育成などを進めることが重要である。

(4) 着実な実施に向けた柔軟かつ弾力的な取組みの促進

バリアフリー新法の概要

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)



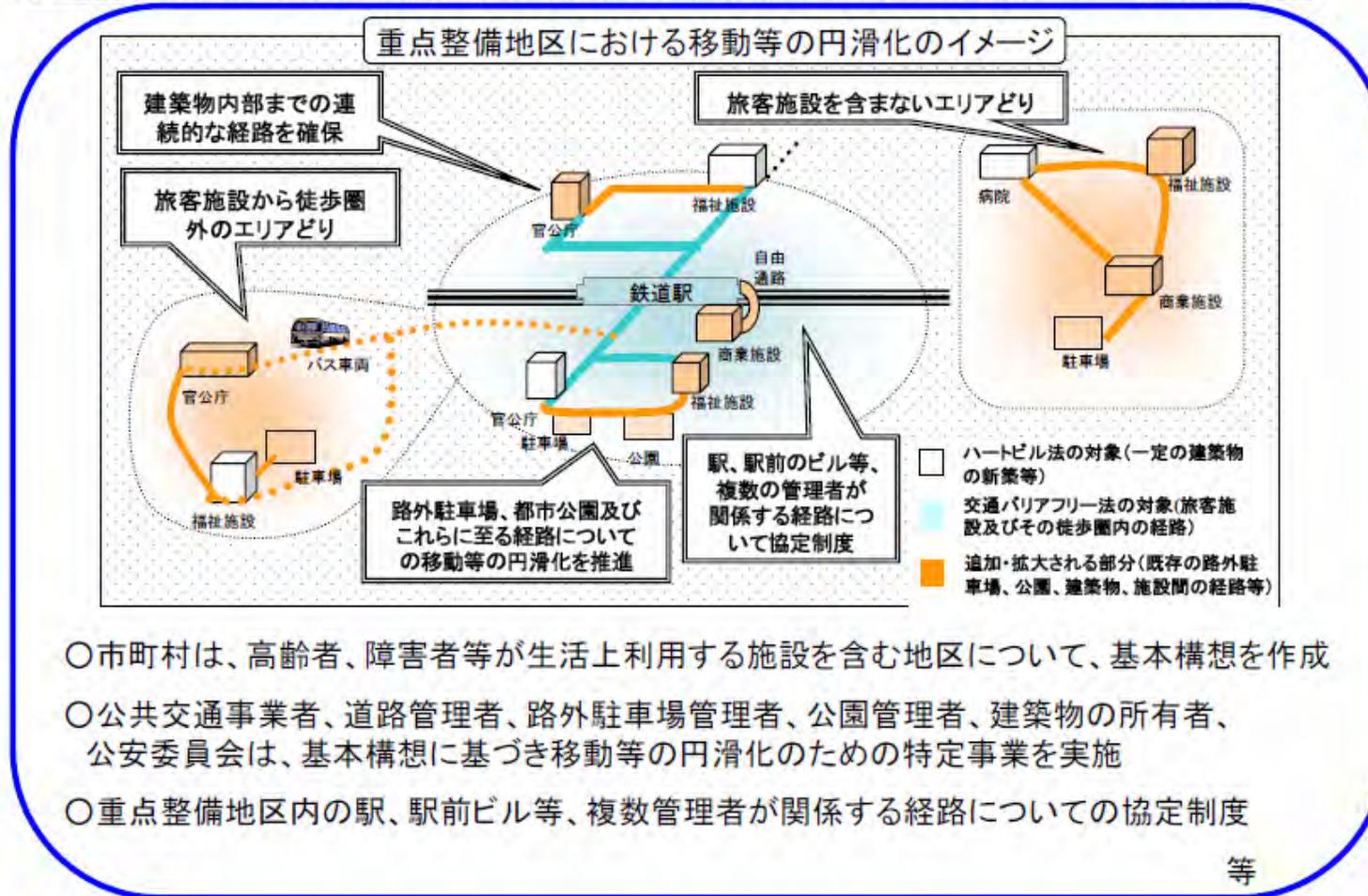
○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

バリアフリー新法の概要

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

心のバリアフリーについて

急速な高齢化や障害者の自立と社会参加の要請に適切に対応し、高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、施設整備(ハード面)だけでなく、手助けがしやすい環境づくり(ソフト面)を行うことが求められています。

このため、「バリアフリー教室」を開催し、高齢者、障害者等に対する介助等の体験等を行うことを通じて、バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、高齢化、障害者等に対し、誰もが自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(抄)

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。